

公益財団法人自動車リサイクル促進センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター(英文名 Japan Automobile Recycling Promotion Center。略称「JARC」と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行い、自動車等ユーザーの便益の確保及び国民経済の健全な発展を図り、もって国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

(規律)

第4条 本財団は、理事会が別に定める倫理規程の理念及び規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成並びに社会的信頼の維持及び向上に努めるものとする。

(事業)

第5条 本財団は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する調査・研究
 - (2) 自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する普及・啓発
 - (3) 自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する情報の提供
 - (4) 自動車のリサイクル及び適正処理の促進に関する内外関係機関等との交流及び協力
 - (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)に基づく資金管理業務
 - (6) 自動車リサイクル法に基づく再資源化等業務
 - (7) 自動車リサイクル法に基づく情報管理業務
 - (8) 自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関するシステムの運営・管理
 - (9) 二輪車リサイクルシステムの運営
 - (10) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号及び第4号の事業は、日本国内及び海外、第2号及び第3号の事業並びに第5号から第10号までの事業は、日本国内において行うものとする。

(業務規程)

第6条 第5条第1項第5号に規定する資金管理業務の実施については、自動車リサイクル法に基づく資金管理業務規程の定めるところによるものとする。

- 2 第5条第1項第6号に規定する再資源化等業務の実施については、同法に基づく再資源化等業務規程の定めるところによるものとする。
- 3 第5条第1項第7号に規定する情報管理業務の実施については、同法に基づく情報管理業務規程の定めるところによるものとする。
- 4 資金管理業務規程、再資源化等業務規程及び情報管理業務規程の制定又は変更は、理事会の決議を経て、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。

- 5 資金管理業務規程の制定又は変更は、事前に第40条に規定する資金管理業務諮問委員会の審議を受けなければならない。
- 6 第4項の認可を受けたときは、遅滞なく、その資金管理業務規程、再資源化等業務規程及び情報管理業務規程を公表しなければならない。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第7条 本財団の基本財産は、評議員会で基本財産とすることを決議した資産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(再資源化預託金等)

第8条 自動車リサイクル法第73条の規定により預託された再資源化預託金等は、自動車リサイクル法第93条及び第97条の規定に従って維持管理及び運用しなければならない。当該運用に当たっては、事前に資金管理業務諮問委員会の審議を受けなければならない。

- 2 再資源化預託金等は、自動車リサイクル法第76条の規定による再資源化預託金等の払渡し、同法第78条の規定による再資源化預託金等の取戻し又は同法第98条の規定により経済産業大臣及び環境大臣の承認又は認可を受けて行う特定再資源化預託金等の取扱いを除き、これを処分し、又は担保に供してはならない。

(事業年度)

第9条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 資金管理業務、再資源化等業務及び情報管理業務に関する事業計画書及び収支予算書については、理事会の決議を経て、自動車リサイクル法第95条、第110条及び第120条の規定により経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 4 資金管理業務に関する事業計画書及び収支予算書については、理事会の決議に当たり事前に資金管理業務諮問委員会の審議を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までに定める書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の規定により承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 3 資金管理業務、再資源化等業務及び情報管理業務に関する事業報告書及び計算書類等は、理事会の決議を経て、自動車リサイクル法第95条、第110条及び第120条の規定により経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。
 - 4 資金管理業務に関する事業報告書及び計算書類等は、理事会の決議に当たり、事前に資金管理業務諮問委員会の審議を受けなければならない。
 - 5 第3項の規定により決議された事業報告書及び計算書類等は、自動車リサイクル法第95条第3項の規定により、これを公表しなければならない。

(区分経理)

第12条 本財団は、自動車リサイクル法第97条、第111条及び第120条の規定に従い、資金管理業務、再資源化等業務及び情報管理業務に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第11条第2項第5号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第14条 本財団に評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからハまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人

- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第14条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第17条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定めた報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第18条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第19条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会を招集する場合には、評議員に対し、評議員会の開催日の3日前までに書面でその通知を発しなければならない。

(決議)

- 第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 次の決議は、前項の規定にかかわらず、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、第1項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第194条の規定により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
 - 5 前項の決議があった場合の処置は、同法第194条第2項から第4項までの規定に準ずる。

(議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び議事録作成に係る職務を行った者は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(評議員会運営規程)

- 第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

- 第25条 本財団に、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち2名以内を一般社団・財団法人法上の代表理事とし、6名以内を同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。
 - 3 代表理事のうち1名を理事長とする。
 - 4 代表理事又は業務執行理事のうち1名を専務理事とする。
 - 5 業務執行理事のうち1名を常務理事とすることができる。
 - 6 本財団に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事並びに理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第29条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本財団の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。この場合において、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。
 - 4 本財団は、自動車リサイクル法第101条、第113条及び第120条の規定により、経済産業大臣及び環境大臣から役員の解任命令があったときには、当該役員を解任しなければならない。

(報酬等)

- 第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

第7章 理事会

(構成)

- 第33条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本財団の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事並びに理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、前項の規定にかかわらず、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(理事会運営規程)

- 第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第8章 役員等の損害賠償責任

(役員及び会計監査人の責任軽減)

- 第39条 本財団は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第113条第1項の規定により、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議をもって、役員及

び会計監査人の同法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額(以下「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本財団は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員及び会計監査人の同法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 3 理事は、前項の決議を行ったときは一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条第3項の定めに従い、評議員に対し通知をしなければならない。
- 4 本財団は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第9章 資金管理業務諮問委員会及び専門委員会

(資金管理業務諮問委員会)

- 第40条 本財団は、自動車リサイクル法第99条の規定に基づき、資金管理業務諮問委員会を置かなければならない。
- 2 資金管理業務諮問委員会は、理事長の諮問に応じ、再資源化預託金等の運用、特定再資源化預託金等の取扱いその他資金管理業務の実施に関する重要事項を調査・審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を自動車リサイクル法第99条第2項の規定により、理事長に述べることができる。
 - 3 理事長は、自動車リサイクル法第99条第3項の規定により、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けて、資金管理業務諮問委員会の委員を任命する。
 - 4 資金管理業務諮問委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(専門委員会)

- 第41条 本財団の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第5条及び第15条についても適用する。

(解散)

- 第43条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第44条 本財団が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により財団が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月

以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本財団の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局

(事務局)

第47条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第13章 賛助会員

(賛助会員)

第48条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本財団の事業活動に参加することができる。
- 3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第14章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 本財団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第50条 本財団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
- 2 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益法人認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 一般社団・財団法人法及び公益法人認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本財団の最初の代表理事は郡寫孝、会計監査人は新日本有限責任監査法人とする。

平成22年 4月 1日	制定
平成22年 6月28日	改定
平成23年 6月29日	改定
平成25年 3月27日	改定
平成28年 3月11日	改定
平成30年 3月13日	改定
平成30年 6月28日	改定
令和 2年 6月24日	改定
令和 2年 8月 7日	改定
令和 3年 6月29日	改定・施行